



おにぎり通信

2015年10月3日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

10月になりました。さわやかな秋風は大歓迎ですが「秋風邪」は避けて通りたいものです。秋風邪とは言っても、喉の痛み、熱、頭痛など、ごく一般的な風邪の症状にすぎません。だから逆に「体がほてっているように感じるのは、まだ昼間は暑いこともあるからだ」と勘違いしてしまいかねません。これからだんだん寒暖の差が出てきます。ご注意ください。



〈福祉行動報告〉 9月21日

連休中で役所が閉庁のため、お休みさせていただきました。

次回の福祉行動：10月5日(月) 東京駅丸の内北口地下に朝8時

30分までに集合してください。喫煙所横、コンビニの並びの赤富士の

絵のところに「おにぎり通信」を持った者が待機しますので、声をか

けてください。病院に行きたい方や、体を休めたい方と一緒に「福祉事務所」や

「聖イグナチオ生活相談室」まで、ボランティアが同行いたします。福祉行動は毎週

月曜日(月曜日が祝日のときは火曜日)です。福祉行動は参加されるそれぞれの方

が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと伝えることにより成り立ちます。

最寄の福祉事務所ほか

中央区福祉事務所・中央区築地 1-1-1 中央区役所 4階

千代田区福祉事務所・千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3階

聖イグナチオ生活相談室・千代田区麴町 6-5-1 聖イグナチオ教会内

昨年さくねんから一部いちぶの自治体じちたいで試行しこうされていた「生活困窮者自立支援法」が、今年4月ことしから正式せいしきに施行しこうになり、半年はんとしが経たちました。

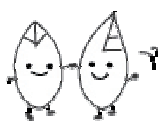
約900ある地方自治体の福祉窓口では「生活困窮者」の自立支援をおこなうわけですが、具体的にはすべての自治体がおこなわなければならない「必須事業」と、やってもやらなくてもいい「任意事業」があります。

必ずおこなわなければならない「必須事業」は「自立相談支援事業」と「居住確保支援」だけです。そのほかのこと、たとえば家計相談や子どもの学習支援などは任意事業になるため、支援内容に地域格差が生じる可能性があります。

しかも、相談窓口業務は民間に委託してもよいことになっており、人材派遣会社に委託する自治体も出てきています。

「生活困窮者自立支援法」では「中間的就労」をすすめていることも問題です。「中間的就労」は就労訓練の一つで、最低賃金以下で働いてよいことになっています。生活困窮者が最低賃金以下の労働環境に置かれたり、人材派遣会社が派遣先で安い労働力として働かせる可能性もなきにしもあらずです。

いずれにしても、「生活困窮者自立支援法」には経済的な給付がほとんどありません。唯一の経済給付は「住居確保給付金」ですが、家賃補助（3カ月）の対象を「離職者」に限定しています。たとえばネットカフェに寝泊まりしながら働いて月に数万円を得ている人は、ネットカフェの利用料と食費を確保するのに精一杯で、住宅を確保する余裕のない「困窮者」です。にもかかわらず、「生活困窮者自立支援法」では給付の対象を「離職」している人に限定しているため、「住居確保給付金」を受けるとはできないのです。こういった人が3カ月の家賃補助を受けるために現在の仕事を投げ打って「離職者」になるというのは現実的ではありません。「生活困窮者自立支援法」が「生活保護」につながらないようにするための障壁にならないか、注視していきたいと思います。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりはかならずその日のうちにお召し上がり下さい。一人でも多くの方に召し上がっていただくため、おにぎりは一人一個でお願いいたします。

四ツ谷おにぎり仲間 連絡先：080-7795-8535